

平成27年度 産油国石油精製技術等対策事業（産油国等石油関連産業基盤整備事業
及び産油国特別支援事業）に係る事業提案の公募について

平成26年7月1日
一般財団法人国際石油交流センター
技術協力部

平成27年度 産油国石油精製技術等対策事業費（産油国等石油関連産業基盤整備事業及び産油国特別支援事業）に係る事業提案を公募します（応募方法等の詳細は公募要領を参照）。なお、この公募は、平成27年度国家予算が成立し、上記事業に対する補助金の交付を当センターが受けることを前提に募集の手続を行うものです。

1. 募集目的

産油国等石油関連産業基盤整備及び産油国特別支援事業は、産油国の石油関連産業の基盤整備を支援することを通じ、我が国と産油国の友好関係の増進並びに連携の強化を図り、石油の安定供給の確保に資することを目的とするものです。本事業募集は、現地の政府機関又は石油会社等との合意に基づき実施する、製油所の操業改善・高度化・省エネルギーや環境対策・技術開発等に係る技術協力事業を提案して頂くものです。

2. 提案書類の送付先

〒170-6058 東京都豊島区東池袋3-1-1 サンシャイン60ビル 58階
一般財団法人 国際石油交流センター 技術協力部 雨宮(アミヤ) 宛

3. 問い合わせ先

一般財団法人 国際石油交流センター 技術協力部 担当：雨宮
Mail： kiban-27@jccp.or.jp

以上

平成27年度

産油国等石油関連産業基盤整備事業

及び

産油国特別支援事業

公募要領

平成26年 7月

一般財団法人 国際石油交流センター

(JCCP)

平成27年度産油国石油精製技術等対策事業（産油国等石油関連産業基盤整備事業・産油国特別支援事業）に関する事業提案の一般公募を行いますので、事業の実施を希望される方は、本要領に従って事業提案書等を提出してください。

一般財団法人 国際石油交流センター（以下「JCCP」という。）が経済産業大臣から平成27年度の補助金交付決定を受けた時に、JCCPとの間で「参加契約」を締結し、JCCPが行う補助事業に参加して頂くことになります。

以下に、今後のスケジュールを記します。

なお、この公募は平成27年度国家予算が成立し補助事業をJCCPが受託することを前提に募集の手続を行うものであり、また、提案頂いた事業内容の審査結果や国の補助金決定通知額等により、提案額を減額する場合がありますので、予めご了承ください。

今後のスケジュール

- | | |
|----------------------|---|
| 7月 1日（火） | 産油国等石油関連産業基盤整備事業・産油国特別支援事業の募集 |
| 9月12日（金） | 産油国等石油関連産業基盤整備事業の内、共同事業及び事業化推進協力事業並びに産油国特別支援事業の募集締切り |
| 9月16日（火）～10月17日（金） | 審査(書類審査及び提案者へのヒアリング) |
| 11月上旬目処 | 第1回事業検討分科会の採否審議を経て第一次採択通知を通知
その後、共同事業提案者で一次採択事業者は、詳細実施計画、海外事業者貢献額受領に向け作業実施 |
| 12月12日（金） | 産油国等石油関連産業基盤整備事業の内、支援調査事業募集締切り。共同事業提案者は海外事業者貢献額を提出。一次採択された共同事業及び事業化推進協力事業提案者は実施計画書等再提出(必要に応じ見直し可) |
| 12月15日（月）～翌年1月23日（金） | 全事業審査（書類、必要であれば事業再ヒアリング） |
| 翌年2月上旬 | 第2回事業検討分科会で応募全事業に対して採否審議 |
| 2月中旬 | 第2回事業検討分科会での採否結果を提案事業者へ通知 |
| 2月下旬 | JCCP内の各委員会で平成27年度事業テーマ(案)審議採否・承認
資源エネルギー庁の公募事業へ応募 |

産油国等石油関連産業基盤整備事業及び産油国特別支援事業

公募要領

1. 目的

本事業は、産油国における石油精製分野及びその関連分野を対象とした技術・運転管理等に関する技術協力事業の実施を通じ、我が国と産油国の友好関係の増進並びに連携の強化を図り、石油の安定供給の確保に資することを目的とする。

2. 事業実施基本方針

事業目的を達成するため次の3点を基本方針として、効率的、効果的に事業を実施する。

第一は、技術協力事業は産油国の要請に基づいた協力・支援でなければならない。事業目的を達成するには、その成果が相手国の石油精製分野発展の基礎となる人づくりや産業基盤の整備等に貢献し、多大な評価を以て受け入れられる必要がある。そのためには要請内容を重視し、その要請にきめ細かく応えることが重要である。

第二は、事業の実施に当たっては、我が国の「人材」や「技術」が有する強みを強調することにより、同様の事業を行っている他国との差異化を図り、我が国独自の経験と知見を活用した協力を通じ、相手国との相互理解を深化させることが必要である。そのためには、我が国から魅力的な提案を行うことによって、産油国における新たなニーズ・要請を掘り起こし、事業に結び付けていくことが重要である。

第三は、これらが相俟って我が国のプレゼンスが産油国に深く浸透していくように、継続的かつ柔軟な取組を行うことが重要である。産油国との友好関係は一朝一夕に築けるものではなく、実績の積み重ねとそれを通じて得られる相互の信頼がベースになっていることから、関係を維持強化するためには継続的な取り組みが肝要であるとともに、一方で石油を巡る情勢変化に応じたタイムリーな取り組みも必要である。

3. 事業の対象となる地域

上記の目的に照らし我が国の原油輸入の9割近くを占める中東産油国を優先国として、緊密な関係の維持・強化を図るべきであり、過去から事業を継続している国については、相手国のニーズの変化等に応じたきめ細かな対応をしていく。また、その他東南アジア、中南米等の産油国についても優先国として位置付け、環境負荷低減、石油消費の効率化、安全操業等についての技術支援を進め、関係強化へ向けて取り組む。尚、対象地域の詳細の確認については、JCCPへお問合せをお願いしたい。

加えて、供給源の多様化を念頭に、我が国企業による資源開発権益獲得を支援するという立場から、潜在的開発余地が大きいイラク、我が国企業が石油精製部門での参入を計画しているベトナム、地理的近接性がある東南アジア諸国等についても、必要に応じて関係強化へ向けて取り組む。

相手国によって関係の度合いや我が国に期待する協力・支援の内容が異なるので、対象国毎に戦略性を保ちつつ、過度の偏りが生じないよう事業を実施することにも留意しつつこれら地域を事業対象地域とする。

4. 事業募集概要

4-1 募集事業の内容

産油国の石油関連産業の基盤整備を支援することを目的に、現地の政府機関又は石油会社等（以下「カウンターパート」と言う。）との合意に基づき実施する、製油所の操業改善・高度化・省エネルギーや環境対策・技術開発等に係る技術協力（以下「基盤整備事業」という。）及びベトナム・イラクを対象にそれら環境対策・技術開発に係る技術協力事業（以下「産油国特別支援事業」という。）に関する事業募集である。

産油国等の石油関連産業基盤整備を支援することを目的に、現地のカウンターパートとの合意に基づき実施する下記事業を募集対象とする。

(1) 基盤整備事業

① 支援調査事業（事業の実施準備段階）

対象とした事業テーマについて、事業の達成目標、スコープ、組織体制、スケジュール、費用等に関し、相手国と共同で検討する。検討の結果、技術的・経済的に実施可能な案件は次段階（基盤整備共同事業又は事業化推進協力事業）へ移行する（原則単年度事業）。

② 共同事業（産業基盤の整備段階）

産油国石油関連産業の基盤整備に資すると判断する事業については、カウンターパートと事業実施契約（MOA）を締結して取り進める。

③ 事業化推進協力事業（事業化の推進段階）

我が国の石油関連企業が、事業実施後に産油国において自らのビジネスとして展開することを目的として実施する事業については事業化推進協力事業として実施し、事業化へ向けた初期段階を支援する。本事業についても、カウンターパートと事業実施契約（MOA）を締結して取り進める。

(2) 産油国特別支援事業

① イラク特別支援事業

イラクの石油関連産業を対象に実施し、上記、基盤整備事業と同様な事業スキームで実施する。

② ベトナム特別支援事業

ベトナムの石油関連産業を対象に実施し、上記、基盤整備事業と同様な事業スキームで実施する。

4-2 提案事業者

我が国に活動拠点を置く本邦の民間団体等であって、対象事業を行う者。

4-3 事業対象費用の扱い

事業対象費用の内、人件費、事業の実施に要する経費（機械装置購入費、材料費、物品費等）及びその他事業を実施するうえで必要と認められる諸経費は、JCCP規定に基づき負担する。但し、我が国の石油関連企業が、当該事業実施後に産油国において自らのビジネスとして展開することを目的として実施する事業化推進協力事業については、事業費用の半分をJCCPの負担とする。

上記、事業対象経費の扱いを受けて、技術協力事業区分毎のJCCPの負担は以下の通りとする。

予算費目	技術協力事業区分	JCCP負担
産油国等石油関連産業基盤整備事業	支援調査事業	全額
	共同事業	全額
	事業化推進協力事業	1/2
産油国特別支援事業	イラク特別支援事業(*1)	全額
	ベトナム特別支援事業(*1)	全額

(*1) 事業化推進協力事業として実施する場合のJCCPの負担は1/2となる。

4-4 事業期間

参加契約効力発生日 ~ 平成28年3月15日

(複数年を要する事業を提案することも可能ですが、単年度毎の事業実施とし、採用された場合においても、それが翌年度以降の事業の実施を保証するものではありません。)

5. 事業のスキーム

JCCPと「参加契約」を締結して事業を実施する。



6. 事業の公募について

6-1 事業への応募資格

4-2に記した提案事業者であって、次の要件を満たすこと。

- (1) JCCP事業目的を十分に理解し、事業実施提案対象国との繋がりを有すること、又は今後繋がりを希望していること。
- (2) 事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤及び法令遵守や機密保持に係る適切な管理能力、必要な能力、知識、経験を有し、かつ、経理その他の事務について適切な管理体制及び処理能力を有していること。
- (3) 当該技術又は関連技術についての実績を有し、かつ、事業目標の達成及び調査計画の遂行に必要な組織、人員等を有していること。
- (4) 複数者で共同提案するときは、それぞれの明確な責任と役割を示したうえで、全体の意志決定、運営管理等に責任をもつ共同提案の代表者を定め、その者が提案書を提出すること。
- (5) 政府関係機関等からの補助金交付等の停止及び契約に係る指名停止等の処分を受けていないこと。
- (6) 補助金適正化法、経済産業省の補助金交付要綱やJCCPの各種規程等を遵守できること。

6-2 応募（提案）内容の範囲と具備すべき要件

(1) 応募（提案）内容の範囲

提案範囲としては、「4-1 募集事業の内容」に示した事業の具体的事業テーマ単位での提案とする。提案内容の実施に複数年(最長3ヶ年程度)を要する場合は、全期間に亘る計画を示したうえで、特に平成27年度の実施内容については、提案書に詳述するものとする。

尚、事業内容審査後に提案内容や実施体制等に関する調整に応じることを前提とする。

(2) 応募（提案）内容の具備すべき要件

提案内容としては、「2. 事業実施基本方針」に記された内容を踏まえるほか、事業目的を達成するという観点から、特に次の要件を満たすこと。

- ① 提案する技術協力に係る事業は、カウンターパートからの事業実施要請に基づいた事業であること。
- ② 技術協力事業は、我が国が有する先端技術やノウハウ等の現地への技術移転等によって相手国石油関連産業の基盤整備やそれを支える研究機関の機能高度化・人材育成に繋がるような内容であること。
- ③ 更には、それが我が国と産油国との友好協力関係を象徴するようなものであり、加えて事業終了後も得られた成果が現地だけでなく、周辺産油国においても発展

的に普及浸透していくような事業が望ましい。

6-3 公募期間

- (1) 公募開始日：公募要領公開日
 (2) 公募締切日：事業別に以下の通り。

予算費目	事業形態	公募締切日
産油国等石油関連産業基盤整備事業	支援調査事業	平成 26 年 12 月 12 日(金)
	共同事業	平成 26 年 9 月 12 日(金)
	事業化推進協力事業	
産油国特別支援事業	イラク特別支援事業	平成 26 年 9 月 12 日(金)
	ベトナム特別支援事業	

(すべて 17 時必着)

なお、特別な理由があり且つ JCCP がその理由を認めた場合には、公募締切日以降でも提案を受理する場合がある。

6-4 応募書類とその提出先

(1) 応募書類

応募書類は以下に示す各事業形態別提出書類に従って提出すること。

予算費目	事業形態	提出書類(*1)
産油国等石油関連産業基盤整備事業	支援調査事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 応募申請書 ・ 事業実施要請書(*2) ・ 実施計画書 ・ 事業概要説明書
	共同事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 応募申請書 ・ 事業実施要請書(*2) ・ 実施計画書 ・ 海外カウンターパート貢献予定額(*3) ・ 事業概要説明書
	事業化推進協力事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 応募申請書 ・ 事業実施要請書(*2) ・ 実施計画書 ・ 事業概要説明書

産油国特別支援事業	イラク特別支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・応募申請書 ・事業実施要請書(*2)
	ベトナム特別支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・実施計画書 ・海外カウンターパート貢献予定額(*3) ・事業概要説明書

(*1)所定フォーマットがあります。事業を提案される方は、応募書類提出先へ連絡し、フォーマットを入手して下さい。

(*2)平成 27 年度から新規に事業を提案する場合は、相手国カウンターパートから事業実施要請書を遅くとも 12 月 12 日までに入手して下さい。入手に当たって海外出張が必要な場合はご相談ください。

(*3)共同事業で実施する場合、カウンターパート貢献額が必要です。9 月 12 日には、応募書類等と一緒に貢献予定額(案)を提出し、その後、一次採択を受けた提案者は、カウンターパート貢献予定額を確定し、12 月 12 日までに提出して下さい。

(2) 応募書類の提出先

応募書類の請求は下記メールアドレスまで連絡ください。

事業提案書の提出方法は郵送又は持ち届けにより下記郵送先へ提出すること。併せ、下記メールアドレスへ Word, Excel, Power Point 版で提出すること。

尚、FAX による提出は受け付けない。

(郵送先)

〒170-6058
東京都豊島区東池袋 3-1-1 サンシャイン 60 ビル 58 階
一般財団法人 国際石油交流センター
技術協力部 雨宮 (アミヤ) 宛
e-mail : kiban-27@jccp.or.jp

6-5 審査

(1) 審査方法

公募締切り後、提案事業に対してヒアリングを実施する。このヒアリングで追加資料の提出を求める場合がある。審査は原則としてこのヒアリング結果に基づいて、外部有識者で構成する「事業検討分科会」を 2 回開催し審査する。事業検討分科会の開催は以下の通りである。

第 1 回事業検討分科会開催

時 期 : 平成 26 年 1 1 月上旬目処

審査対象事業: 共同事業、事業化推進協力事業、産油国特別支援事業(共同事業、事業化推進協力事業で提案する場合)

結果の通知 : 一次採否結果を通知する。

第2回事業検討分科会開催

時 期 : 平成27年2月上旬目処

審査対象事業: 支援調査事業、共同事業、事業化推進協力事業、産油国特別支援事業（支援調査事業で提案する場合）

結果の通知 : 二次採否結果を通知する。尚、全体予算額との関係から、申請予算額の減額を前提に採用する場合もある。

(2) 審査基準

提案事業内容（事業実施対象国・事業実施分野・カウンターパートの妥当性、実施項目・実施手法が明確か、計画の具体性、実現性、事業経費の妥当性、実施体制等々）を勘案して審査する。

6-6 その他

(1) 審査結果の通知

後日、提案者に対して審査結果を通知する。通知方法については、提案者の提出書類に基づき、JCCPより e-mail にて連絡する。

(2) 一次採択された場合の留意点

共同事業提案者（基盤整備事業及び産油国特別支援事業の内、共同事業提案者）で一次採択事業者は、海外事業者貢献額受領に向けた作業を実施し、12月12日までにカウンターパートからの貢献額及び必要であれば実施計画書を修正のうえ提出すること。また、事業化推進協力事業提案者で一次採択事業者についても必要であれば実施計画書を修正した上で確定版を12月12日までに再提出すること。

(3) 公募採択後の諸手続等について

JCCPが組織化している「技術協力部会」及び「企画運営委員会」へ事業検討分科会で採択した事業を「平成27年度技術協力事業テーマ(案)」として諮り、審議・承認を受け、正式にJCCPの技術協力事業として決定する。その後、資源エネルギー庁資源燃料部石油精製備蓄課が公募する「平成27年度産油国石油精製技術等対策事業費補助金(産油国等石油交流人材育成事業、産油国等石油関連産業基盤整備・国際共同研究事業及び国際石油交流連携促進事業に係るものに限る。)の一般公募へJCCPが応募し受託することを前提に、平成27年4月に提案会社と参加契約書を締結して事業を開始する。

(4) 事業費の支払等について

事業費の支払は、原則として、事業終了後の確定検査を経た後の清算払いとするが、

必要があると認められる場合には、概算払いをすることができる。

尚、予算執行上、すべての支出には領収書等の厳格な証明書が必要となる。また、支出額、支出内容が適当かどうか事業費支払に際し厳格に審査され、これを満たさない場合は、当該事業費の支払が行えないこととなるので、参加事業者へは別途説明する「参加事業に関する事務取扱指針」等の事業事務処理マニュアルを熟読のうえ、適正に管理することが必要である。

7. 問い合わせ・連絡先

問い合わせは日本語により、e-mailのみ受け付ける。電話での問い合わせは受け付けない。e-mailでの問合せの際は、件名(題名)を必ず「産油国基盤整備・産油国特別支援事業公募問い合わせ」とすること。

〒170-6058

東京都豊島区東池袋 3-1-1 サンシャイン 60ビル 58階

一般財団法人 国際石油交流センター

技術協力部

雨宮 (アミヤ) 宛

e-mail : kiban-27@jccp.or.jp

以上